

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊帯広駐屯地
第374会計隊長 渡邊 慎二

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LXK10T01740		63151AB1643 0001					
品名 または 件名							
管理資材賃貸借 ほかに1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊北千歳駐屯地及び南恵庭駐屯地			5旅司4部 河野准尉 2243				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年10月30日（金）～令和8年12月4日（金）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 第374会計隊 契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年9月30日（水）10時40分 帯広駐屯地厚生センター談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LXK10T01740											
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
			品 名								使用期限等	引 渡 場 所	
			部品番号 または 規格									搬 入 場 所	検 査
			使用器材名		仕様書番号						グループ	納 期	包 装
1	63151AB1643	0001			ST		1.00				陸上自衛隊北千歳駐屯地及び南恵庭駐屯地		
	管理資材賃貸借									5 旅司 4 部 河野准尉 2 2 4 3			
	仕様書のとおりに												
										令和8年10月30日～令和8年11月26日			
2	63151AB1644	0001			ST		1.00				陸上自衛隊北千歳駐屯地及び南恵庭駐屯地		
	管理資材賃貸借（運搬）									5 旅司 4 部 河野准尉 2 2 4 3			
	仕様書のとおりに												
										令和8年11月26日～令和8年12月4日			
				- 以 下 余 白 -									
												</	

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告に示す等級を有し、かつ北海道地域に有効な競争参加資格を有する者であること（資格審査結果通知書（写）を入札時に必ず提出すること）。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除とする。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び連絡先または押印した場合は、押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者のした入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

- (1) 契約書は作成する。但し、契約金額が100万円を超えない場合は作成を省略できる。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「賃貸借契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

5 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵便入札

- (1) 件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）とともに封筒に入れ、確実に書留郵便（簡易書留可）等、追跡が出来る手段にて入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までには必着させると共に郵便による入札を行う旨を電話にて、担当者に確実に連絡すること。
- (2) 再度入札の場合、再度入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までには必着させること。
- (3) 事前に入札書を持参する場合は、郵便入札として取扱う。
- (4) 提出先は第7項（7）のとおりとし、電話にて到達の確認を行うこと。

7 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合は、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、日時場所を設定し後日執行する。
- (2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書の作成を省略する場合は、落札決定を通知したときとする。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、入札開始時刻までに委任状を提出すること。
- (4) 入札に参加する者は、「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ下記の文面を記載すること。

当社（個人の場合「私」、団体の場合「当団体」）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。
--

- (5) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒080-8639 帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊帯広駐屯地 第374会計隊 契約班 担当：落合
TEL 0155-48-5121 内線 2863
FAX 0155-48-2786（直通）
- (6) 品目の内容に関する問い合わせ先
〒080-8639 帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊帯広駐屯地 第5旅団第4部 担当：河野
TEL 0155-48-5121 内線 2243

8 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
帯広商工会議所、帯広駐屯地会計隊、鹿追駐屯地会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和8年9月15日～令和8年9月30日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

1
仕 様 書 : 1 8
要 求 部 隊 : 第 5 旅 団 司 令 部 第 4 部
作 成 者 : 河 野 准 尉
作 成 日 : 令 和 8 年 7 月 22 日

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、管理資材賃貸借について規定する。

2 一般的事項

- (1) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。
- (2) この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり当該製品を指定するものではない。

3 借上に関する要求内容（規格等）

(1) 連棟プレハブ（電気配線等含む。）

ア 1棟毎寸法7200×2346×2675又は同等以上×81棟（寒冷地用）

- （ア） 歩廊屋根付 8台
- （イ） 間仕切り 63枚
- （ウ） カーテン 36枚
- （エ） 寒冷地（パッケージ）エアコン5HP 16台
- （オ） 同一キー
- （カ） 照明LED基準、コンセント1棟あたり5個以上

(2) 単体プレハブ（電気配線等含む。）

ア 1棟毎寸法7200×2346×2675又は同等以上×6棟（寒冷地用）

- （ア） カーテン 18枚
- （イ） 同一キー
- （ウ） 照明LED基準、コンセント1棟あたり5個以上

(3) 発電機（電気配線等含む。）

ア 50KVAビックタンク 7台又は同等品以上

イ 20KVAビックタンク 3台又は同等品以上

- ウ 10KVAビックタンク 1台又は同等品以上
(配線10m×10本、20m×6本、分電盤×16台) 基準
- (4) 道路清掃機械
タイヤショベルスワイパー0.4又は同等品以上 1台
- (5) 照明機器
三脚バルーン 10台
- (6) 手洗い
Kシンク 10台 ハンディコンプレッサー (ホース・ノズルガン含む)
- (7) 設備工事・国旗ポール設置工事
ア 設備工事 1式
イ 国旗ポール設備工事 1式 (国旗ポールレンタル代含む)
ウ クリーンボックス3連式 3台
- (8) 電気工事
電気工事 1式 (官側が指定する場所の配線及び指定場所のアンテナ設置も含む)
- (9) コンテナ
ア 20ftコンテナ 9台
イ コンテナ遮熱シート 1式
- (10) 備品
ア 応接1人掛椅子 4台
イ 応接長椅子 2台
ウ センターテーブル 2台
エ 折畳ベット L2100×960 120台
オ コートハンガー 120台
カ 会議用テーブル 1800×450 90台
キ 会議用テーブル 1800×600 2台
ク 折畳椅子 幅45×奥行43×高さ80 150台
ケ 電気ヒーター 30台
コ 冷蔵庫 140L 10台
サ 軽量棚3段式 W900×H1800×D450 8台
シ 空気清浄機 1台
ス 全自動洗濯機 10台 (取付け・取外し込み)
セ 衣類乾燥機スタンド付 10台 (取付け・取外し込み)
ソ シュレッダー 5台
タ パーテーション (900×1800) 20台
※取付け・取外しについては、電気工事及び給排水設備工事の設置・撤収を含む

4 借上期間

令和8年10月30日(金) から令和8年11月26日(木)

※ 配達引取等に関する細部時間調整は、事前に官側と実施すること。

5 設置場所（共通）

陸上自衛隊北千歳駐屯地、南恵庭駐屯地及び北海道大演習場（北千歳駐屯地より2Km以内）

6 品質管理

- (1) 製品に雨漏り等不具合があった場合は、民側負担で補修・修理を実施する。
- (2) 搬入・搬出の際は立会を基準とする。

7 その他

- (1) 本仕様書以外に変更等が生じた場合は、事前に官側と協議し実施するものとする。
- (2) 引き渡し後、契約不適合が発見された場合は速やかに補修し補修については無償とする。
但し、契約不適合以外の損傷及び故障が発生した場合については別途協議とする。
- (3) 借上に関する要求内容（規格等）については、同等品以上のものとする。
- (4) 細部設置場所等を事前に官側立会の元確認すること。
- (5) 借用全機材等の、メンテナンス及び点検等を、11月2日、5日、9日、12日、16日、19日、24日基準で、官側立会の元、実施するものとする。（細部は、状況による。）
- (6) 窓位置入口位置については、別紙を基準として仕様の違いについては、事前に図面を提出し、図面が変更になる場合は、事前に図面を提出して官側の承認を受けるものとする。

(7) 官側連絡先

陸上自衛隊帯広駐屯地 第5旅団第4部

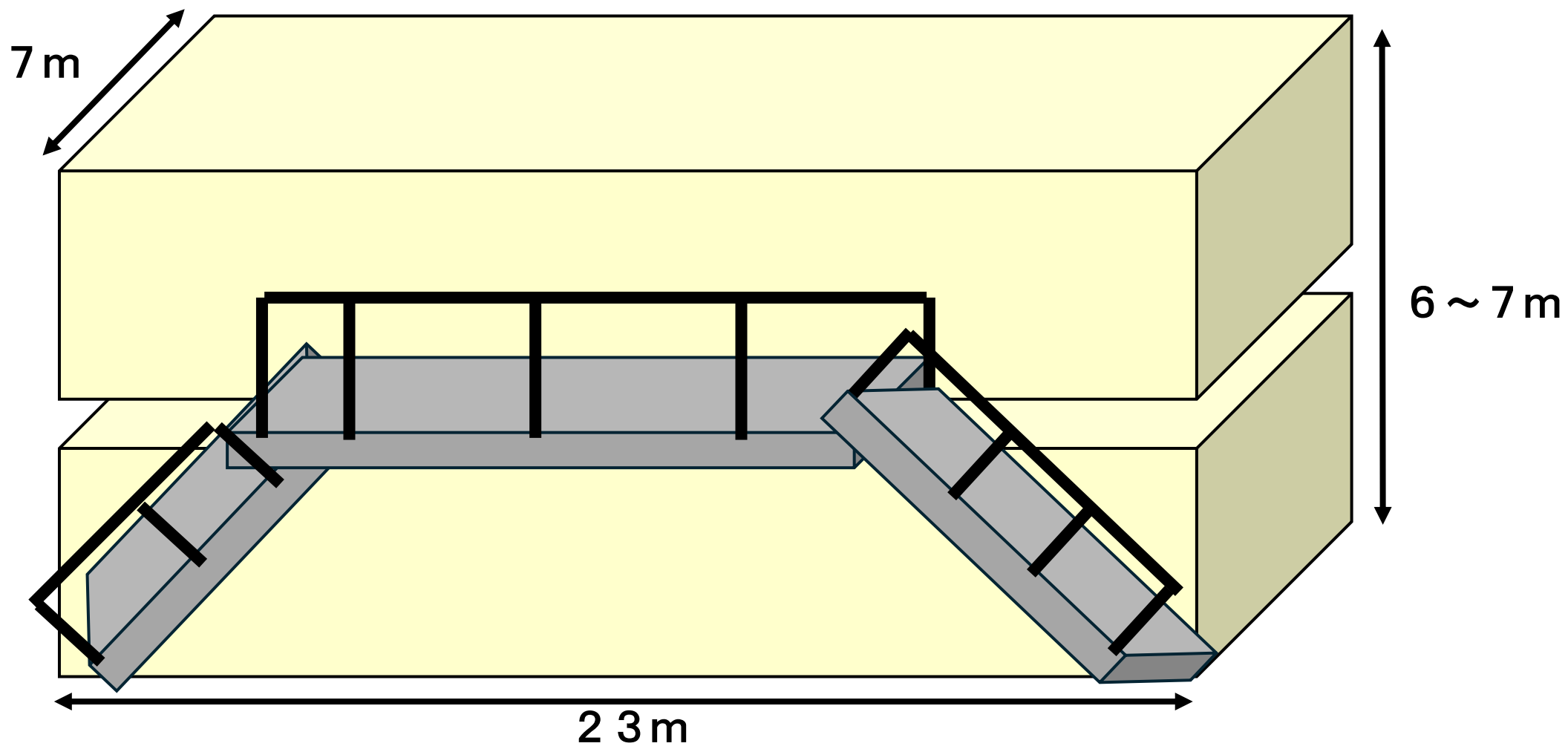
電話：0155－48－5121（内線2243） 担当者：河野准尉

仕 様 書 : 19
要 求 部 隊 : 第 5 旅 団 司 令 部 第 4 部
作 成 者 : 河 野 准 尉
作 成 日 : 令 和 8 年 7 月 22 日

仕 様 書

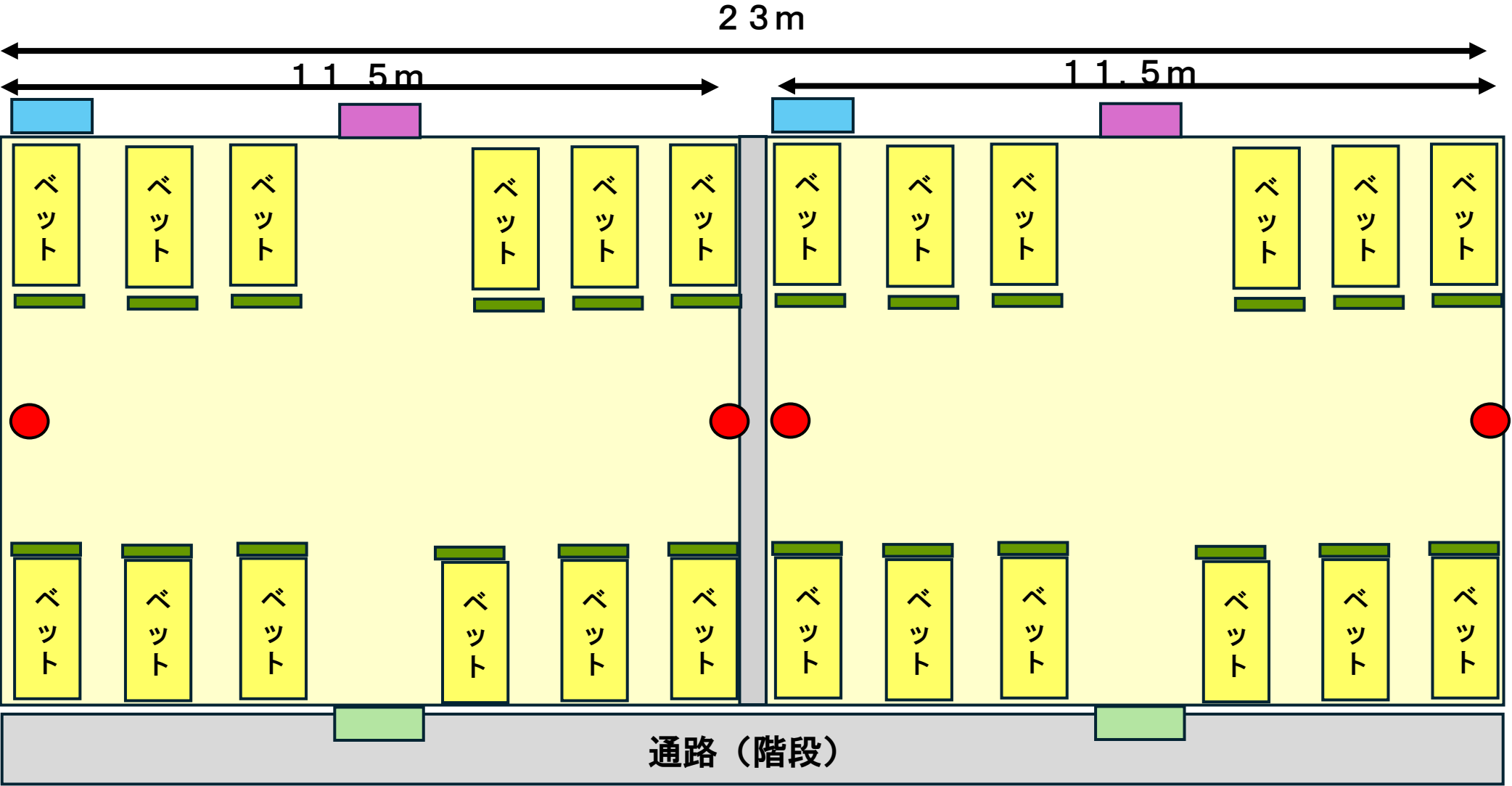
- 1 適用範囲
この仕様書は、管理資材賃貸借（運搬）について規定する。
- 2 運搬に関する要求
第5旅団司令部第4部 仕様書18番 管理資材賃貸借の資材等の運搬
- 3 運搬先（共通）
陸上自衛隊北千歳駐屯地、南恵庭駐屯地及び北海道大演習場（北千歳駐屯地より2Km以内）
 - (1) 搬入：10月19日（月）1000～10月30日（金）1200の間
※ 細部設置場所は現地で示す。
 - (2) 搬出：11月26日（木）1000～12月 4日（金）1200の間
- 4 その他
 - (1) 本仕様書以外に変更等が生じた場合は、事前に官側と協議し実施するものとする。
 - (2) 引き渡し後、契約不適合が発見された場合は速やかに補修し、補修については無償とする
契約不適合以外の損傷及び故障が発生した場合については別途協議とする。
 - (3) 官側連絡先
陸上自衛隊帯広駐屯地 第5旅団第4部
電話：0155－48－5121（内線2243） 担当者：河野准尉

プレハブ（20連棟）



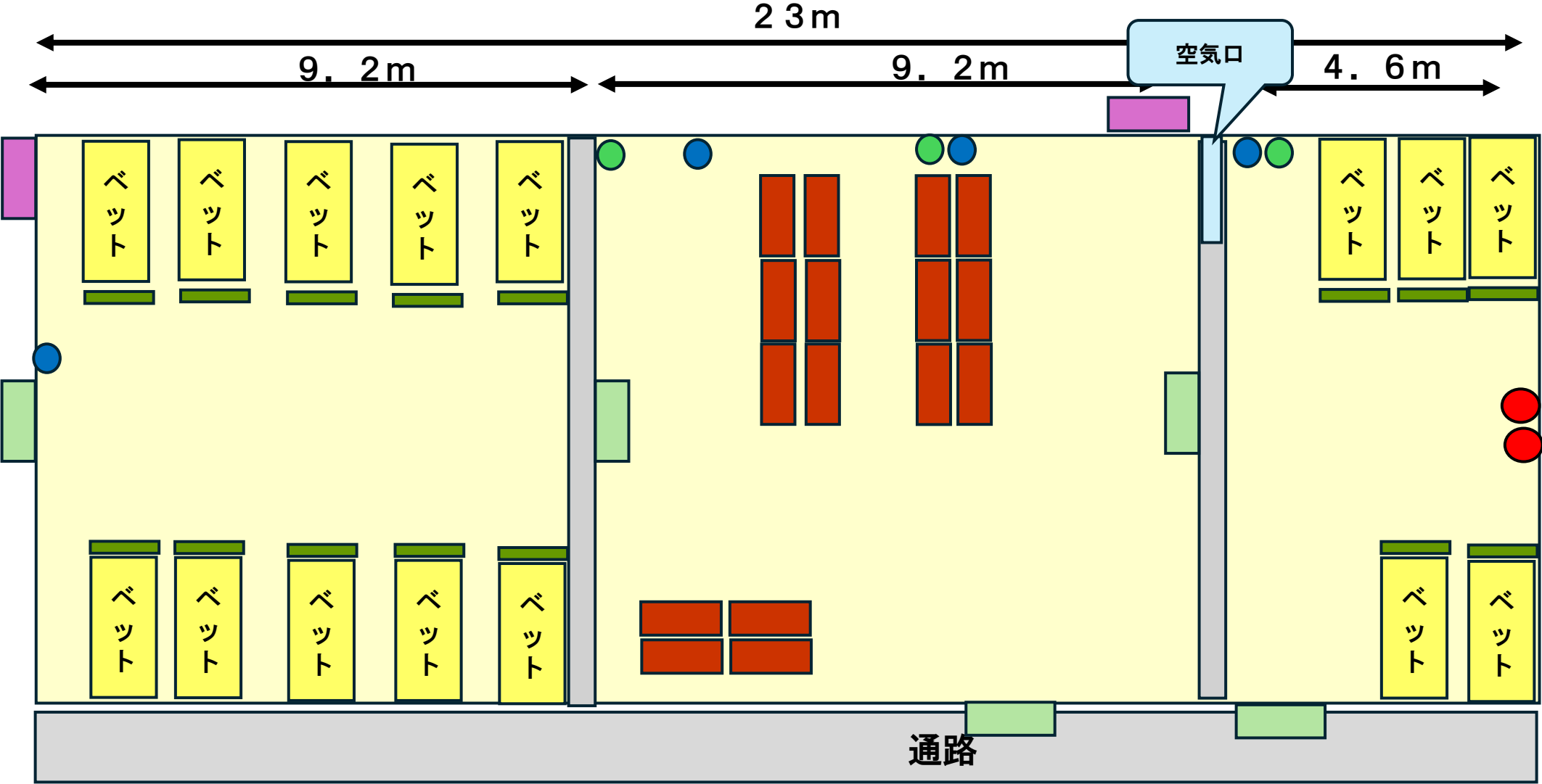
○10連棟で二階建て（20連棟）、階段付（上りを2か所）

プレハブ（A部隊宿営）



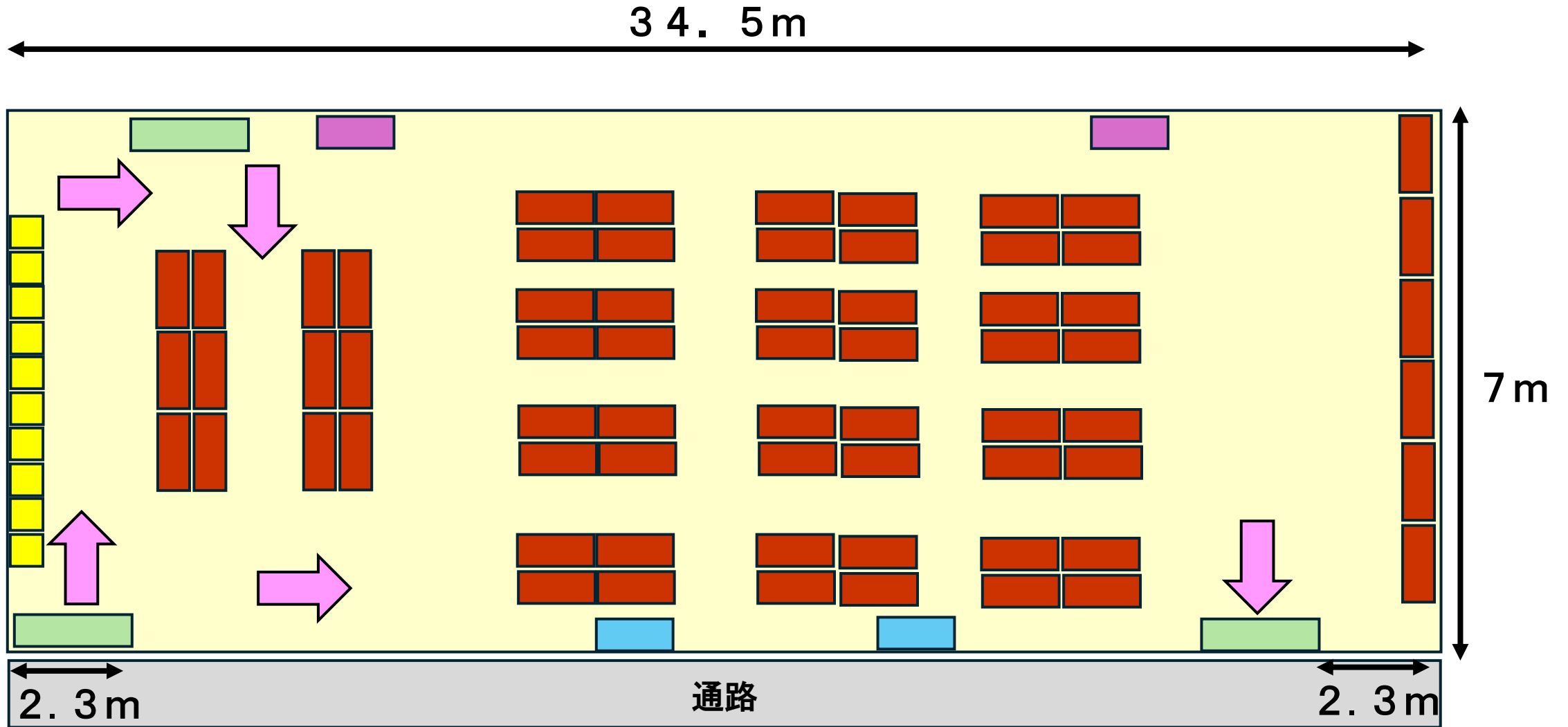
凡例：  入口  エアコン  窓（カーテン付）  ハンガーラック  長テーブル
 電気ヒーター

プレハブ（J部隊宿営）



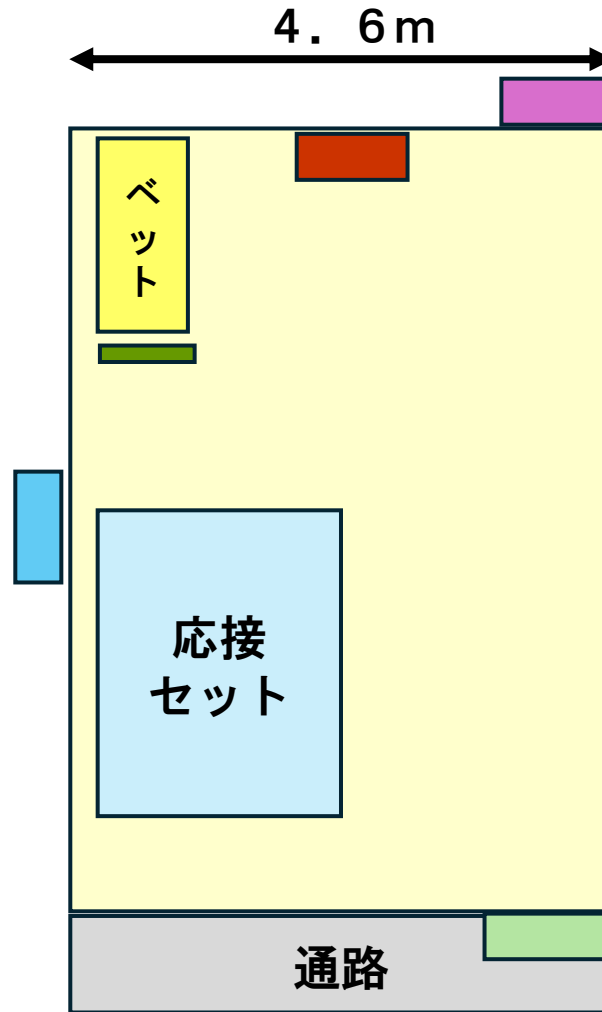
- 凡例：
- 入口
 - エアコン
 - 窓（カーテン付）
 - ハンガーラック
 - 長テーブル
 - 電気ヒーター
 - 空気口
 - 有線口（蓋付）
 - TV用

プレハブ（A部隊食堂、娯楽室、会議）

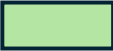


凡例： 入口 エアコン 窓（カーテン付） 長テーブル 手洗い場

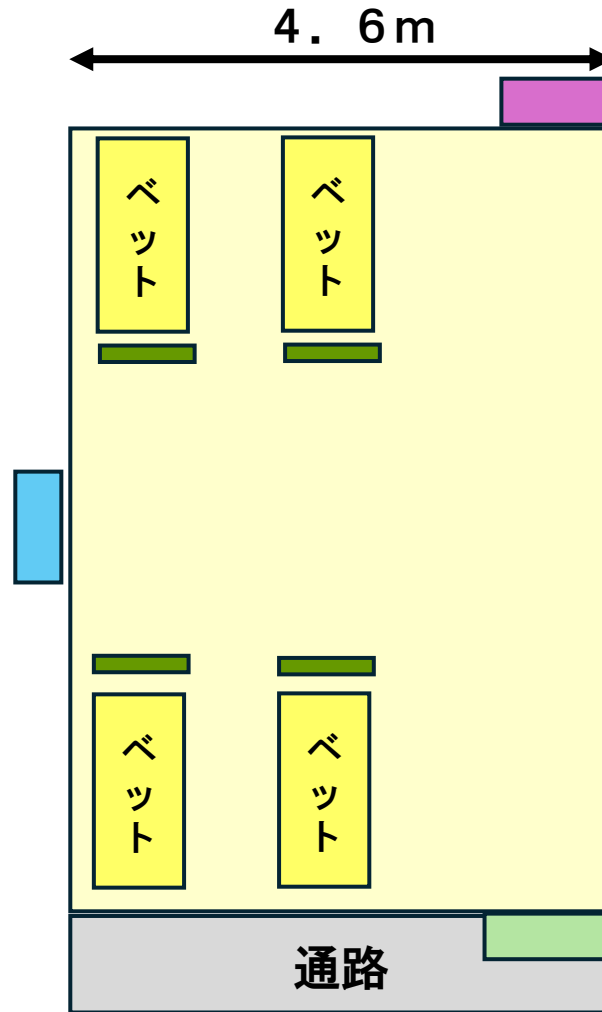
プレハブ（指揮官用）



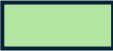
凡例：

	入口		エアコン		窓（カーテン付）		ハンガーラック		長テーブル
	電気ヒーター								

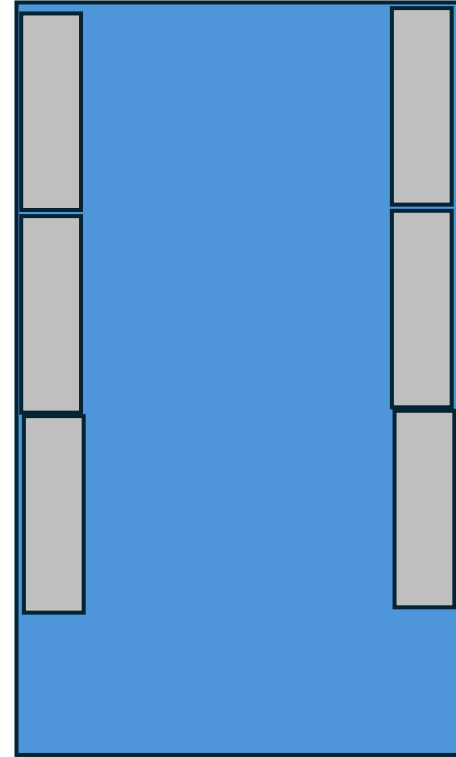
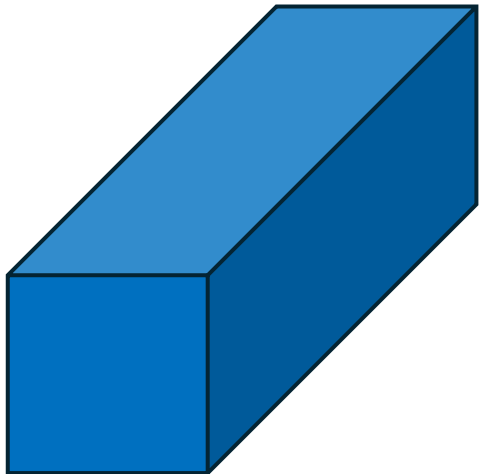
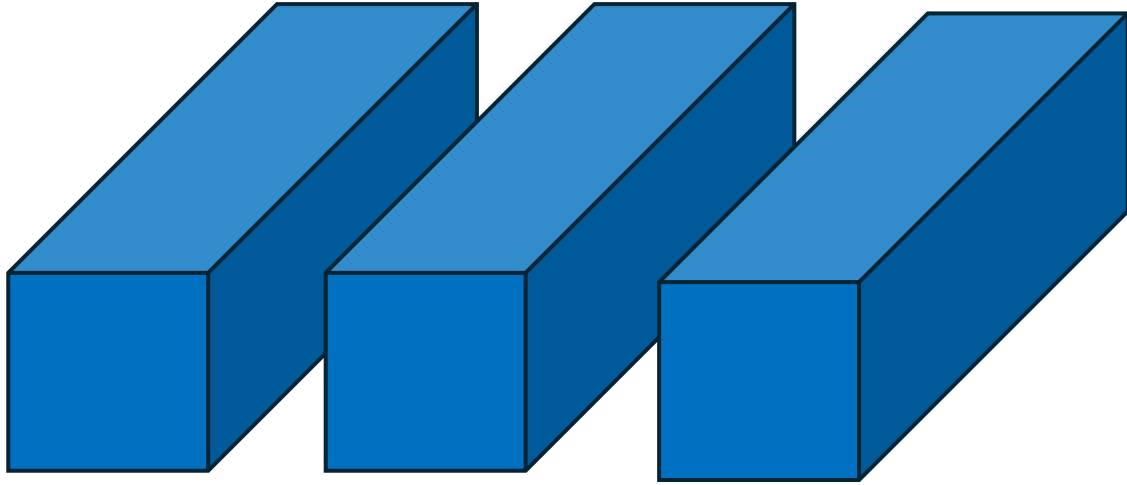
プレハブ（女性用）



凡例：

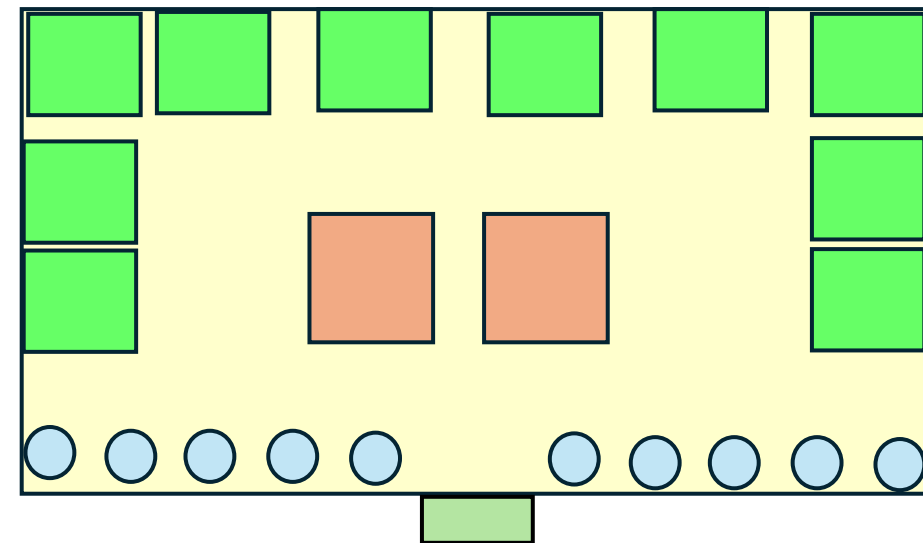
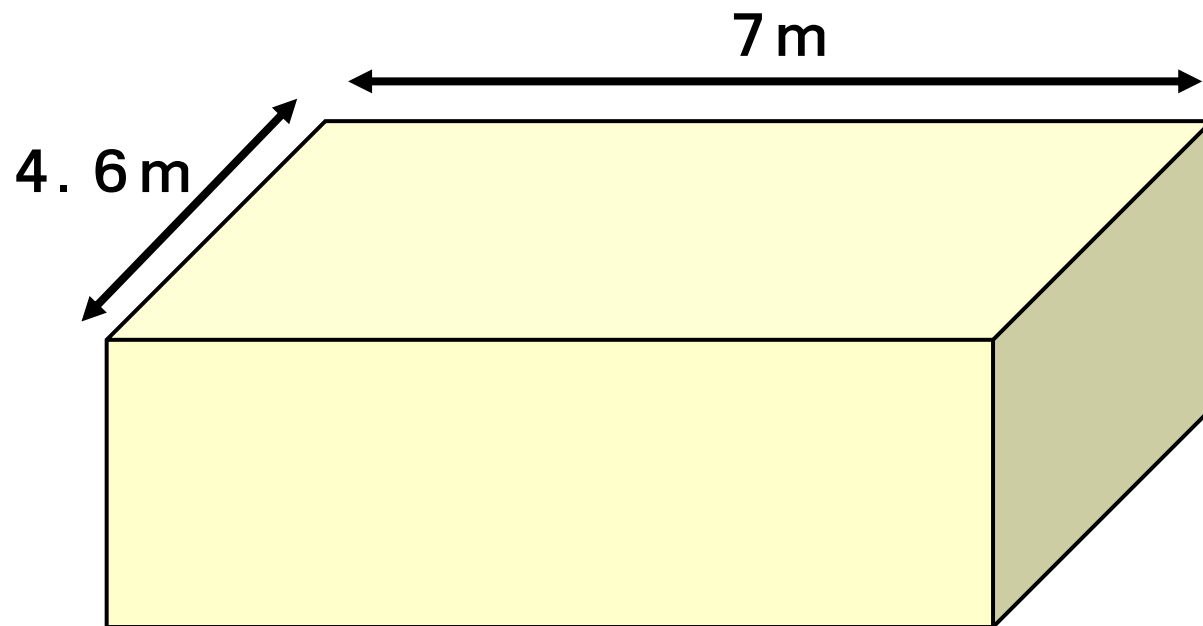
	入口		エアコン		窓（カーテン付）		ハンガーラック		長テーブル
	電気ヒーター								

20フィートコンテナ



凡例： スチール棚（三段）

プレハブ（洗面台・洗濯機・乾燥機）



凡例：  洗濯機・乾燥機

市 場 価 格 調 査 書

分任契約担当官

陸上自衛隊帯広駐屯地

第 3 7 4 会計隊長 渡邊 慎二 殿

〒

(消費税額を除く)

住所・名称・代表者

役務等名	規 格	単位	数量	金 額
管理資材賃貸借	仕様書のとおり	ST	1	
管理資材賃貸借（運搬）	仕様書のとおり	ST	1	

※ 価格調査は消費税抜きの価格を記載してください。

※ 入札に参加される場合は、会計隊までFAXでの回答をお願いします。

※ 提出期限：令和8年9月29日1200